

加工食品の原料原産地表示の拡大

JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示については、平成13年から個別品目ごとに順次対応してきたが、平成18年10月に20食品群に義務付け対象が拡大され、昨年10月には緑茶飲料とあげ落花生が追加。

加工食品の原料原産地表示の拡大については、厚生労働省・農林水産省の「食品の表示に関する共同会議」において、検討が行われてきたが、昨年9月以降は、消費者庁が表示基準等の企画立案を行うこととなった。

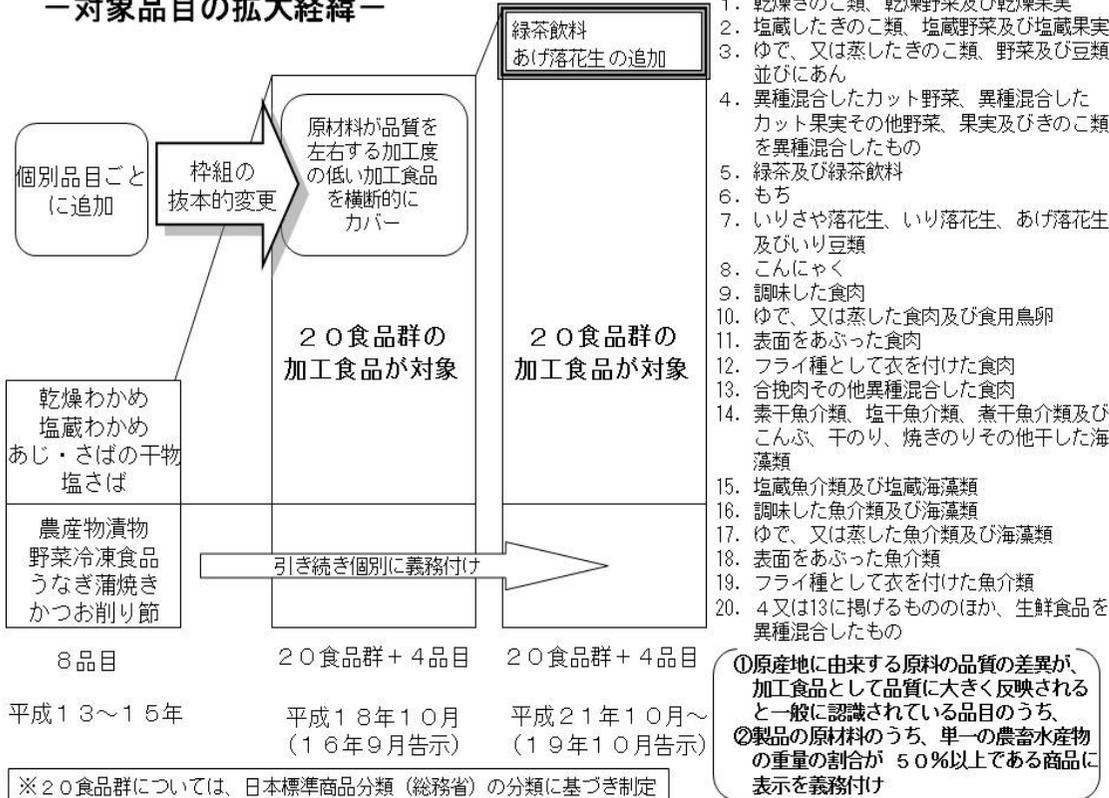
消費者庁では、義務表示の着実な拡大に向け、情報の収集・分析を行っており、3月29日には、その一環として、消費者・事業者等の参加を得て意見交換会を実施したところ。

対象品目の拡大の経緯

○加工食品の原料原産地表示

※20食品群

一対象品目の拡大経緯一



検討するに当たっての論点

加工食品の原料原産地表示を行う際の課題

課題1: 頻繁な原材料産地の切り替えへの対応

課題2: 物理的スペースの制約

課題3: 原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応

食品の表示に関する共同会議報告書No.7 (平成21年8月)より

消費者基本計画（平成22年3月）

<具体的施策>

加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。

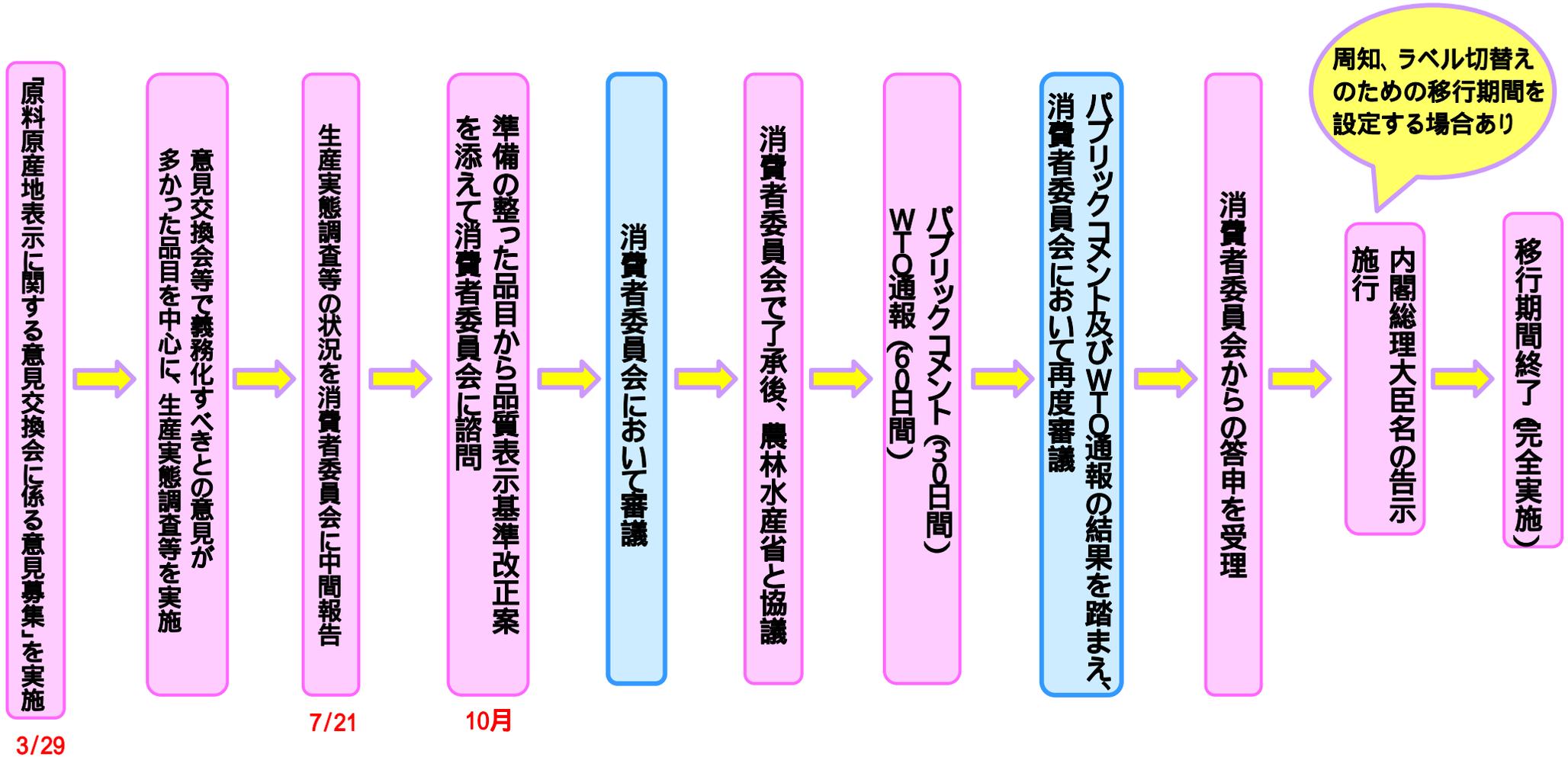
<担当省庁等> 消費者庁

<実施時期> 継続的に実施します。

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月）

米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示のあり方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大する。

加工食品の原料原産地表示拡大の手順



...消費者庁担当

...消費者委員会担当

以降、他の品目についても引き続き調査を進め、準備の整った品目については順次、品質表示基準改正案を添えて消費者委員会に諮問していく。